

令和5年度那須塩原市地域データ連携基盤及び地域ポータルアプリ導入・運用保守業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 概要

(1) 業務の名称

令和5年度那須塩原市地域データ連携基盤及び地域ポータルアプリ導入・運用保守
業務委託

(2) 業務の目的

那須塩原市では、令和4年3月に「時代の変革に対応した持続可能なまち」を築き上げるためにDX推進戦略及びDX推進戦略アクションプランを策定し、デジタル化を軸として市民や地域や事業者が行政の生み出す価値を享受できるよう取組を進めている。

本業務は、官民連携や民間サービス間でのデータ交換を行う地域データ連携基盤の整備・運用保守及び市民とのタッチポイントとなる地域ポータルアプリの導入・運用保守を行うことによりDX推進戦略アクションプランに定めた取組を推進していくことを目的とする。

(3) 業務の内容

詳細は、別紙仕様書に記載のとおり

(4) 履行期間

地域データ連携基盤

導 入：契約日の翌日から令和5年10月31日

運用保守：令和5年11月1日から令和8年3月31日

地域ポータルアプリ

導 入：契約日の翌日から令和5年9月29日

運用保守：令和5年10月1日から令和8年3月31日

(5) 提案上限額

243,639,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「税込」という。）

（注1）令和5年度に発生する費用の上限額は191,719,000円（税込）

（注2）導入業務にかかる費用の上限額は180,620,000円（税込）

(6) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市企画部デジタル推進課デジタル政策担当

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

電話：0287-48-7852

e-mail：digital@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 応募者の資格要件

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。
- ・ 那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。
- ・ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和5年4月18日（火）
イ 質疑書提出期限	令和5年4月27日（木）午後1時まで
ウ 質疑回答	令和5年5月 1日（月）
エ 参加申請書提出期限	令和5年5月10日（水）午後1時まで
オ 企画提案書提出期限	令和5年5月17日（水）午後1時まで
カ プレゼンテーション	令和5年5月22日（月）
キ 審査結果通知・公表	令和5年5月23日（火）

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和5年5月10日（水）午後1時まで（必着）
- イ 提出書類 ①参加申請書（様式第1号） 代表者印を押印したもの1部
②参加資格要件確認書（様式第2号） 構成員毎に1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達

を確認できる方法に限る。

エ 提出先 1 (6) に同じ。

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）により受け付ける。

ア 提出期限 令和5年4月27日（木）午後1時まで（必着）

イ 提出先 1 (6) に同じ。

ウ 提出方法 電子メール

質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：連携基盤：+送信年月日[yyyymmdd] + (参加者名称)

【例】株式会社△△△△が令和5年4月27日に質疑書を送付した場合
連携基盤：20230427 株式会社△△△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者に、回答書を添付した電子メールを返信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和5年5月1日（月）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和5年5月17日（水）午後1時まで（必着）

イ 提出書類

①履行実績等（様式第5号）

履行実績等の添付書類については、すべて片面印刷とし、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

②業務実施体制図（様式第6号）

③企画提案書（様式第7号）

企画提案書については、すべて片面印刷、A4用紙とする。

④価格提案書（様式第8号）

ウ 提出部数 正本1部 副本5部

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1(6)に同じ。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点が高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加申請者が4者以上のときは、事前に能力評価による1次選考を行い、その評価点が上位の3者において提案評価及び価格評価による2次選考を行う。

オ 1次選考の結果は、令和5年5月17日(水)までに電子メールにより通知する。

(3) 提案評価(プレゼンテーション)

ア 開催日 令和5年5月22日(月)を予定

イ 開催場所 那須塩原市役所 本庁舎 303会議室

※詳細については(2)オの通知に合わせて通知する。

ウ 時間 提案者毎の時間は、40分(プレゼンテーション30分、質疑応答10分)とする。準備に要する時間は、別途確保する。

エ 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

オ 注意事項

①発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

②プレゼンテーションに当たって、市で用意するプロジェクタ及びスクリーン又はモニターを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

③プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。

④企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、6部用意すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和5年5月23日（火）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が2に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本運用保守業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とするため、翌年度以降の予算が減額され、若しくは削除され、又は成立しなかったときは契約を解除することができる条項（解除条項）を契約書中に設定する。
- (8) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。